

令和4年(2022年)7月14日

第4回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の 開催について

このことについて、県立高等学校の入学者選抜制度及び今後の取組の方向性について検討するため、下記により第4回検討委員会を開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時

令和4年(2022年)7月25日(月)
午前10時から正午まで

2 場 所

熊本県庁新館2階職員研修室(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)

3 議 事

(1) 入学者選抜制度の今後の方向性について

4 検討委員会について

別添の設置要項を御参照ください。

5 その他

- (1) 検討委員会は原則として公開を予定しています。ただし、開示しないことに合理的な利益がある「不開示情報」に該当する事項について審議等を行う場合、一部非公開となることがあります。
- (2) 傍聴の受付を午前9時30分から午前9時50分まで熊本県庁新館2階職員研修室前で行います。定員は10名とし、原則として先着順としますが、希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- (3) 当該検討委員会では、会場内に報道関係者の席を設けることとさせていただきます。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に十分留意のうえ会議運営を行って参りますが、報道関係者におかれましても、マスク着用、消毒用アルコールによる手指消毒等御協力をお願いします。
- (5) 会議中は、係員の指示に従ってください。

【お問い合わせ先】

熊本県教育庁県立学校教育局

高校教育課 坂本・釜賀

内線 6783

TEL 096-333-2685

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 入学者選抜制度の在り方等について検討するため、「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により次に掲げる事項について協議する。

- (1) 入学者選抜制度の改善について
- (2) その他、入学者選抜に関することについて

2 検討委員会は、協議の結果を取りまとめ教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16名程度で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 議会・行政関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、審議が令和3年度(2021年度)中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の収集)

第7条 会長は、必要があるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)8月27日から施行する。